まるっとシリーズ
まるっとガス

お申し込み内容確認書
まるっとガス重要事項説明書

重要書類

この重要事項に関する説明書は、ガス事業法にもとづき、お客さまと株式会社ラストワンマイル(以下「当社」といいます。)との間のガス需給契約(以下「本契約」といいます。)を締結するにあたって重要な事項を説明するものです。必ずお読みいただき、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

1.ガスの供給主体

当社は、ガス小売事業者である株式会社CDエナジーダイレクト(ガス小売事業者登録番号A0064)(以下「CDED」といいます。)との取次委託契約にもとづき、ガスを販売します。当社は、取次事業者としてお客さまと本契約を締結しますが、実際のガスの供給はCDEDにより行われます。

2.お申込方法

当社所定の方法により申し込みを受け付けます。

3.契約の成立、契約期間・更新、解約要件、需給開始予定日

(1)本契約は、お客さまからのお申込みを、当社が承諾したときに成立いたします。ただし、本契約にもとづきCDEDがお客さまにガスの供給を行うために必要となる、当該一般ガス導管事業者(お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者をいい、以下同様とします。)との託送供給契約(以下「本託送供給契約」といいます。)が締結されたこと、その他本契約にもとづくCDEDによるガスの供給ができないことにつきやむをえない理由がないことを停止条件とします。この停止条件が成就しないことが明らかとなった場合には、当社はお客さまにその理由をお知らせいたします。

(2)お客さまは、本契約のお申込みをキャンセルする場合には、需給開始日の4営業日前(土曜日、日曜日、祝日を除く)までに当社に対してお申し出いただくものとします。

(3)契約期間の定めはないものといたします。

(4)契約・解約時のご注意事項

本契約の解約をご希望されるお客さまは、解約希望日の7営業日前(土曜日、日曜日、祝日を除く)までに当社に対してお申し出いただくものとします。

(5)需給開始予定日

「申込内容確認書」に記載の「供給開始予定日」が、需給開始予定日となります。

(ア)新たにガス供給を受ける場合

別途当社とお客さまとの間で協議して定めた日とします。

(イ)他社からの切替えの場合

原則として、当該一般ガス導管事業者に対する本託送供給契約の申込が完了した日以降最初に到来する検針日の翌日となります。ただし、最初の検針日の翌日までに切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次々回の検針日の翌日となる場合もあります。

4.ガス料金

ガス料金は、基本料金と、ガスのご使用量に従量料金単価を乗じた額の従量料金の総額を計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算または減算します。なお、「まるっと定額パック」が適用される場合の料金・条件等については、別途「まるっと定額パック重要事項説明書」及び「まるっと定額パック契約約款」の定めるところによるものとします。

料金タイプ	1ヶ月のガス使用量	基本料金	単位料金(円/㎥)
A　表	0㎥～20㎥	751円41銭	143円85銭
B　表	20㎥～80㎥	1,045円44銭	129円15銭
C　表	80㎥～200㎥	1,219円68銭	126円97銭
D　表	200㎥～500㎥	1,873円8銭	123円70銭
E　表	500㎥～800㎥	6,229円8銭	114円99銭
F　表	800㎥を超える場合	12,327円48銭	107円37銭

5.請求金額の計算方法等

(1)請求金額等のご案内

月々の料金、ガスご使用量、その他お客さまへのご案内事項は、原則として、当社Webサービス等にてお知らせいたします。

(2)ガス料金の算定期間、ガス使用量の計量方法等

(ア)ガス料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から、当月の検針日の前日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送供給約款により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客さまがガスの使用を開始、終了、停止、再開または中止等をした場合は、基本料金を使用日数に応じて日割計算いたします。

(イ)ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合、当社またはCDEDは、前3か月分もしくは前年同期の同一期間の使用量または取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ、使用量を算定いたします。

(3)ガス料金の支払義務および支払期日

お客さまのガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をCDEDを通じて当社が受領し、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生します。お客さまの料金は、検針・計量日の属する月の末日で締め、翌月28日　(28日が金融機関の営業日でない場合には、翌営業日といたします。)までに支払っていただきます。

(4)ガス料金の支払方法等

(ア)ガス料金は原則口座振替払い、クレジットカード払いまたはコンビニエンス払いのいずれかによってお支払いただきます。ただし、これらの手続きが完了するまでの間は、当社が指定する金融機関の口座に払込む方法によってお支払いいただきます。

(イ)各支払方法に応じた支払期日は以下の通りとします。

①口座振替払い…毎月28日(28日が金融機関の営業日でない場合には、翌営業日)

②クレジットカード払い…お客さまがご利用されるクレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日

③コンビニエンス払い…当社よりお客様に郵送する払込票記載の発行日からおよそ15日以内

(ウ)支払期日を経過してもなおガス料金やお客さまが負担する工事費負担金その他の本託送供給契約にもとづき発生する金銭(以下「ガス料金等」といいます。)が支払われない場合は、支払期日の翌日からお支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、ガス料金を口座振替により支払われる場合で当社都合によりガス料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、またはガス料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

(エ)延滞利息は、その算定の対象となるガス料金等から消費税等相当額を差し引いた金額に年14.6パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

(5)各種手数料

ガス料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合その他特別の事情がある場合、および支払方法に関する手続きが完了するまでの間は、当社が指定した金融機関等を通じて、当社が指定した様式の払込票により支払っていただきます。また、この場合には、払込票の発行手数料として、1払込票ごとに330円(消費税等相当額込)/月を申し受けます。なお、当該発行手数料に関しては消費税の増税により、増税分の金額変動が生じる可能性がございます。

6.当社からの供給の停止・契約の解除

(1)お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、当社は本契約を解除することがあります。この場合、当社は、解除を予告する日と解除日との間に15日間程度および5日間程度の日数をおいて、予告(通知)いたします。

(ア)支払期日を経過してなお、ガス料金(他のガス需給契約(すでに消滅しているものを含みます。)を含みます。)を支払わない場合

(イ)本契約によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務(延滞利息、その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合

(ウ)振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

(エ)破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続きの申し立てを受けまたは自ら行なった場合

(オ)強制執行または担保権の実行としての競売の申し立てを受けた場合

(カ)公租公課の滞納処分を受けた場合

(キ)当社が定めるガス需給約款その他本契約に違反した場合(料金表に定める適用対象とならなくなった場合を含みます。)

(ク)お客さまにまるっとシリーズ会員規約第4条に定める会員資格がない場合

(ケ)本サービスの利用料金の決済に用いるお客さまの指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合

(コ)本サービスの利用料金の決済に用いるお客さまの指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合

(サ)当社指定の決済方法登録申込書が返送期限までに到着していない場合

(2)お客さまが、ガスを不正に使用した場合や、10.各号の作業を正当な事由なく拒んだ場合など特段の事情がある場合、当社はガスの共有を停止することがございます。詳細は、まるっとガス取次約款【基本約款】27をご確認ください。

(3) (1)の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

(4) (1)により、当社が本契約を解除する場合当社およびCDEDは、解約日に需給を終了させるための適当な処置(メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。)を行います。

7.取次委託契約終了時の措置

当社とCDEDとの取次委託契約が解除その他の理由により終了する場合、その旨を当社よりお客さまへ1ヶ月以上前に周知いたします。このとき、当社とCDEDとの取次委託契約の終了以降、CDEDからのガスの供給は継続できないこと及び、お客さま自身で他のガス小売事業者等とガス供給に関する契約を締結する必要があることをご案内させていただきます。

8.供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

CDEDは類別13Aのガスを供給しますので、13Aとされているガス機器が適合いたします。

(1)熱量最低熱量:44メガジュール標準熱量:45メガジュール

(2)圧力最高圧力:2.5キロパスカル最低圧力:1.0キロパスカル

(3)燃焼性 供給ガスの属するガスグループ:13A 最高燃焼速度:47 最低燃焼速度:35
最高ウォッベ指数:57.8最低ウォッベ指数:52.7

９.本契約消滅後の関係

(1)本契約期間中に当社とお客さまとの間に生じた料金その他の債権および債務は、本契約が解約されても、消滅いたしません。

(2)一般ガス導管事業者は、本契約が解約された後も、ガスメーター等一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

１０.需要場所への立入りによる業務の実施

お客さまは、当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、または当社もしくはCDEDが必要と認める業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、お客さまに正当な事由がない限り、承諾するものといたします。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1)検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
(2)検査および調査のための作業
(3)一般ガス導管事業者の供給施設の設計、施工または維持管理に関する作業
(4)託送供給にかかるガスの不正使用防止のための検査、確認作業
(5)解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
(6)12（供給または使用の制限等）または6（当社からの供給の停止・契約の解除）(2)の規定による供給または使用の制限、中止または停止のための作業
(7)ガスメーターの法定検定期間満了等による取替えの作業
(8)その他保安上の理由により必要な作業

１１.保安に対するお客さまの協力

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

(1)お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。

(2)当社もしくはCDEDまたは当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社もしくはCDEDまたは当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。

(3)お客さまは、13（供給施設等の保安責任）(3)および14（周知および調査義務）(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。

(4)当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客さまに、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。

(5)当社、CDEDおよび一般ガス導管事業者は、お客さまがCDEDおよび一般ガス導管事業者の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは8.（供給ガスの熱量、圧力および燃焼性）に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。

(6)お客さまは、当該一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

(7)当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。

(8)お客さまは、需要場所で使用される機器に応じて、フィルター等の必要な設備を設置していただきます。

１２.供給の制限等

お客さまは、供給または使用の制限等について、次の事項を承諾するものといたします。

(1)当社、CDEDまたは一般ガス導管事業者は、次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。

(ア)災害および感染症の流行等その他の不可抗力による場合
(イ)ガス工作物に故障が生じた場合（そのおそれがあると認めた場合を含みます。）
(ウ)ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事実施（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため必要がある場合
(エ)法令の規定による場合
(オ)ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（11（保安に対するお客さまの協力）(1)の処置がとられた場合を含みます。）
(カ)ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
(キ)保安上またはガスの安定供給上必要があると認めた場合（11（保安に対するお客さまの協力）(4)の処置をとる場合を含みます。）
(ク)ガスの供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合（そのおそれがあると認めた場合を含みます。）
(ケ)お客さまが託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、その旨警告されても改めない場合

(2)当社、CDEDまたは一般ガス導管事業者は、8（供給ガスの熱量、圧力および燃焼性）に規定するガスの熱量等を維持できない場合および(1)の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適切な方法でお知らせいたします。

１３.供給施設等の保安責任

お客さまは、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

(1)内管およびガス栓はお客さまの所有とし、お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客さまの資産となるお客さま等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。

(2)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、(3)に定める検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めに帰すべき事由以外の事由によりお客さまが損害をうけられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

(3)当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て、検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

１４.周知および調査業務

(1)CDEDまたは一般ガス導管事業者は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等電磁的方法を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。

(2)CDEDは、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸かし器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合、CDEDは、お客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。

(3)CDED は、(2)のお知らせにかかるガス機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

１５.お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

(1)お客さまは、14（周知および調査義務）(1)の規定によりCDEDまたは一般ガス導管事業者がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。

(2)お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。

(3)お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、一般ガス導管事業者の指定する場所に一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまに負担していただきます。

(4)お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

（ア）高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。

（イ）当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。

（ウ）8（供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性）に規定する供給ガスに適合するものであること。

（エ）高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。

（オ）一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。

(5)お客さまは、ガス事業法第62条に基づき、所有および占有するガス工作物に関して、以下の事項について遵守していただきます。

（ア）一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めること。

（イ）技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力すること。なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、お客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。

１６.供給施設等の検査

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

(1)お客さまは、当社にガスメーターの計量の検査を請求することができ、当社からCDEDを介して一般ガス導管事業者にその請求を行います。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものといたします。(2)において同じ。）はお客さまのご負担となります。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は一般ガス導管事業者の負担となります。

(2)お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器およびガスメーター以外のガス計量器等については当社およびCDEDを介して一般ガス導管事業者に、ガス機器については当社を介してCDED に、それぞれ法令等に定める基準に適合しているかについての検査を請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまのご負担となります。

(3)(1)および(2)に規定する検査を行った場合には、当社、CDEDまたは一般ガス導管事業者はその結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

(4)お客さまは、一般ガス導管事業者が(1)および(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち会わせることができます。

１７.ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生した場合には、当社は当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報をCDEDを介して提供を受けることについて、承諾するものといたします。

１８.供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、当該一般ガス導管事業者が託送供給約款に定めるところによるものといたします。

１９.工事費負担金等相当額の申し受け等

当社は、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給にかかわる工事等にかかわる工事費負担金その他の本託送供給契約にもとづき発生する金銭の支払いに関する請求をCDEDを通じて受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前にお客さまから申し受けます。この場合、お客さまは、当社が定める期日までに当社が指定する方法によりお支払いただきます。

２０.信用調査の共有

当社は、お客さまが支払期日を経過してなお料金をお支払いただけない場合、名義、住所、支払いに関する情報等について、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社へ提供する場合があります。

２１.その他

(1)上記に記載のない事項の取り扱いは、当社が定めるまるっとガス取次約款【基本約款】および料金種別定義書によります。

(2)本契約を締結される場合、お申し込み前にご利用されていたガス小売事業者等（以下「旧事業者」といいます。）との間で締結されたガス需給契約が解除され、その内容に、違約金等の解約に関わるお支払い義務等に関する事項が定められていた場合、上記違約金等を請求される場合があります。旧事業者との取り引きまたはその期間およびその内容等においてご利用されたサービス等については、当社へのお申し込みによる供給事業者の変更をもって失効またはご利用停止となる場合があります。詳細については、旧事業者にご確認ください。

(3)本契約の変更等

(ア)当社がガス需給約款を変更する場合、あらかじめ変更後のガス需給約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、ガス料金その他の供給条件は、変更後のガス需給約款によります。ただし、当社によるガス料金単価の変更は、ガス需給約款に定めるところによります。

(イ)ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件を変更しようとし、または変更した場合、（ウ）に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、次のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

①供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

②契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(ウ)ガス需給約款に記載する供給条件その他の本契約にもとづく供給条件の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の本契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

(4)契約締結後書面の交付について

本契約が成立した場合、ガス需給約款等本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

２２.各種お手続き、お問い合わせ

本契約内容の変更・解約、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にともない本契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申し込みが必要となるためお早めにお申し込みください。

23.問い合わせ先

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

まるっとシリーズサポートセンター

ナビダイヤル® **0570-033-887** 営業時間：10:00～18:00(年末年始を除く)

〒170-0013東京都豊島区東池袋4-41-24東池袋センタービル3F

●ガス小売事業者

株式会社CDエナジーダイレクト (登録番号：A0064)　　代表取締役　岩井 博幸

東京都中央区日本橋室町4-5-1

お客様センター ナビダイヤル® **0570-037-874** 営業時間：9:00～19:00(平日)、9:00～17:00(土日・祝日ならびに１月２日および１月３日)